

豊都住第 140 号
令和 7 年(2025 年) 6 月 1 日

豊中市内マンション管理組合 御中

豊中市都市計画推進部住宅課長

令和 7 年度(2025 年度)豊中市マンション実態調査について(依頼)

平素は豊中市の住宅行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本市では、令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日に「豊中市マンション管理適正化推進計画」を策定しました。本計画に従って、令和 4 年度より市内分譲マンションの管理状況等の把握に努めているところです。

昨年度に引き続き、今年度も市内の分譲マンション管理組合を対象に、マンションの管理状況等に関する実態調査を実施いたします。お手数をおかけしますが、別紙調査票にご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本調査はこれまでにご回答いただけなかったマンションを対象に送付しております。すでにご回答いただいたにも関わらず本調査が届いた場合には、行き違いですのでご容赦いただきますようお願いいたします。

【ご提出について】

別紙「令和 7 年度(2025 年度)豊中市マンション実態調査 調査票」に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒(切手は不要です)にて**令和 7 年(2025 年)9 月 30 日(火)まで**に、ポストへ投函してください。

もしくは、豊中市電子申込システム(下記アドレス・QR コード)からもご回答いただけます。

【電子申込 URL】

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8931

【QR コード(スマートフォン等で読み込んで上記アドレスにアクセスできます)】



お問い合わせ 及び 返送先

〒561-8501

豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊中市都市計画推進部住宅課 杉本、小林

TEL : 06-6858-2741

FAX : 06-6854-9534

MAIL:machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

【その他】

ご回答いただいた内容につきましては、豊中市マンション管理適正化推進の目的においてのみ使用します。

裏面に「豊中市マンション管理計画認定制度について(お知らせ)」を掲載しています。

豊中市マンション管理計画認定制度について（お知らせ）

○マンション管理計画認定制度とは？

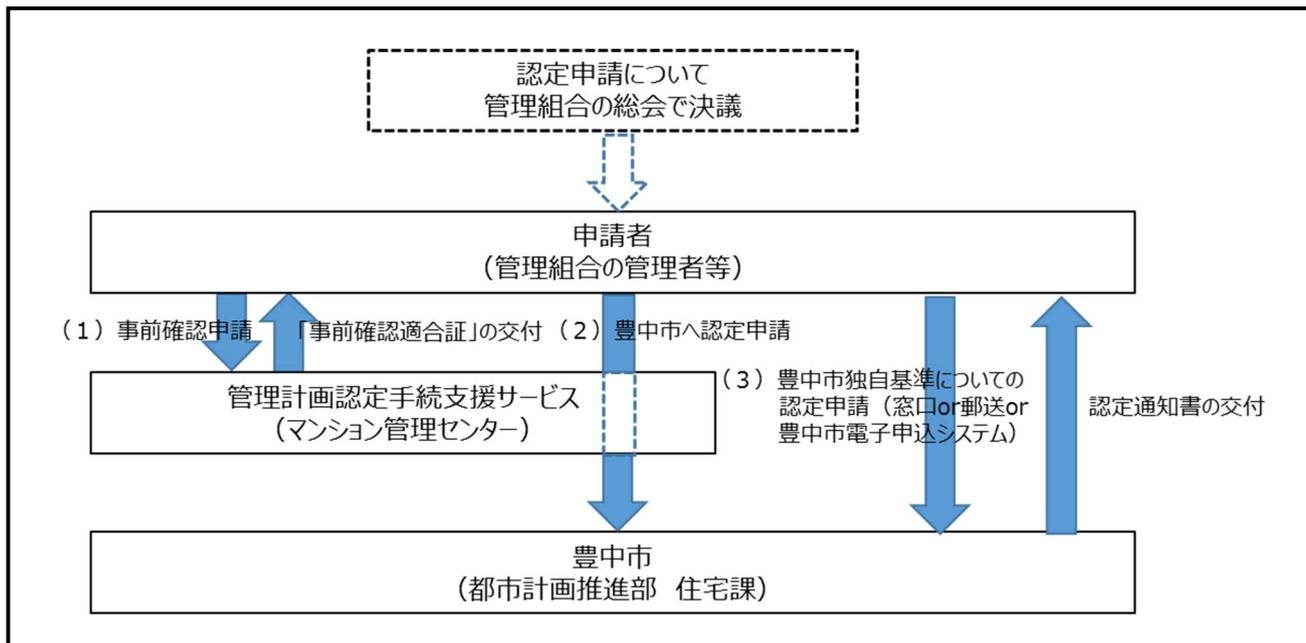
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正されたことを受け、豊中市では令和4年（2022年）4月に豊中市マンション管理適正化推進計画を策定するとともに、マンション管理計画認定制度がスタートしました。

管理計画認定制度とは、マンションの管理組合の管理者等からの申請に基づき、維持管理等が一定の基準を満たすマンションの管理計画を自治体が認定する仕組みです。管理計画認定制度等の詳細は、国土交通省のマンション管理についてのホームページ及び「マンション管理・再生ポータルサイト」をご覧ください。

認定を受けることで以下のような効果が期待されます。

- ・区分所有者の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなる
- ・適正に管理されたマンションとして、市場において評価される
- ・居住者と周辺地域の良好な居住環境の維持向上に繋がる
- ・住宅金融支援機構の金利優遇を受けられる

○申請手順



○お問い合わせ先・申請先

豊中市 都市計画推進部 住宅課

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎5階

電話：06-6858-2741

FAX：06-6854-9534

↓詳しくはこちら↓

